

平成21年度

地域流通モデル構築支援事業（商店街活性化タイプ）

のご利用をお考えの方へ

相談用Q&A

総合食料局流通課商業指導班

平成21年8月

農林水産省

事業のポイント

対象者

商店街の食料品小売店（新たに食料品小売店をはじめの方を含む）、流通関係業者及び生産者と商店街振興組合等で構成する団体等

公募期間

8月25日（火）～9月18日（金）消印有効
ランドブレイン株式会社より公募中。

事業内容

商店街の活性化を図るために、食料品小売店が地元農林水産物を販売する取組のモデル実証を行います。

計画策定

ランドブレイン(株)の定める応募要領に基づき、「事業実施計画」を策定し、商店街振興組合等から承認を得る必要があります。

支援内容

本モデル事業の実証のために必要となる経費は全額補助します。
（ただし、1地区1000万円程度とします）

目次-①：「基本」、「対象者」について

【基本】

- Q1. どのような事業ですか？（P.1）
- Q2. この事業はいつから応募、実行できるのですか？（P.2）
- Q3. 具体的にどのようなことに補助が出るのですか？（P.6）
- Q4. 全国で何地区行われる予定ですか？（P.8）
- Q5. 「地元農林水産物」とはどこの範囲まで指しますか？（P.9）
- Q6. 事業の目標となっている「事業に参加した食料品小売店の売上高10%以上の向上を通じた商店街の活性化」をわかりやすく教えてください。（P.10）
- Q7. モデル実証期間が終わったらどうしたらいいですか？（P.11）

【対象者について】

- Q8. これから新たに食品小売店をはじめようとする人は応募できますか？（P.12）
- Q9. 農協や農林漁業者の行う直売所は本事業の対象となりますか？（P.13）
- Q10. 商店街振興組合はモデル事業実施者の対象となりますか？（P.14）

目次-②：「やり方」、「事業計画」について

【やり方について】

- Q11. お店では地元農林水産物以外の商品を販売してはいけませんか？（P.15）
- Q12. 商店街内の空き地でイベント的に週末だけ実施しても構いませんか？（P.16）
- Q13. インターネット販売を行うことはできますか？（P.17）
- Q14. 卸売市場を通して地元農林水産物を仕入れてはいけませんか？（P.18）
- Q15. 地元農林水産物を使用した加工食品も今回の事業の対象となりますか？（P.19）
- Q16. 本事業を活用してお花やお茶を販売することもできますか？（P.20）

【事業実施計画について】

- Q17. 事業実施計画の承認について詳しく教えてください。商店街振興組合等とは何を指しますか？（P.21）
- Q18. 事業実施計画はどのように策定するのですか？何か策定に必要な項目は決まっていますか？（P.23）
- Q19. 商店街振興組合等がない場合には、誰の承認をもらえばよいですか？（P.24）

目次-③：「その他」、「お問い合わせ先」

【その他】

- Q20. コーディネーターとはどのような人ですか？手当に上限はありますか？（P.25）
- Q21. 空き店舗や既存店舗の改装について詳しく教えてください。（P.26）
- Q22. 空き店舗の斡旋をしてくれませんか？（P.28）
- Q23. 以下のものは補助対象ですか（①空き店舗の賃借料、②駐車場の賃借料、③お店で加工販売する際の厨房機器のレンタル費用）？（P.29）
- Q24. 既に地元農林水産物の販売に取り組んでいます。現在使っているショーケースなどのレンタル経費を出してもらうことはできますか？（P.30）
- Q25. リース期間を圧縮して、例えば5年分のリース料をモデル事業実施期間中に払ってしまうことは可能ですか？（P.31）
- Q26. 借り上げる倉庫について、地理的な制約はありますか？（P.32）
- Q27. 本事業を利用してレンタルしたショーケースには地元農林水産物以外入れてはいけませんか？（P.33）

目次-④：「その他」、「お問い合わせ先」

【その他】

- Q28. 経済産業省などの行っている商店街支援補助金と併せて補助を受けることはできますか？（P.34）
- Q29. 地域流通モデル構築支援事業（地域流通効率化タイプ）とはどのように違うのですか？（P.35）
- Q30. わからないことがあったらどこに聞けばよいですか？（P.37）

用語集

- 事業実施主体...ランドブレイン株式会社
本事業の総合企画、モデル事業者の募集・選定、とりまとめ等を行う民間団体。
- モデル事業者...本事業を利用して、実際に地元農林水産物の販売に取り組む方。ランドブレイン(株)の行う公募に申し込み、採択される必要があります
- 空き店舗...商業活動を休止して概ね1ヶ月以上経過したもの。
- 地元農林水産物...原則として、各都道府県内で生産された生鮮品やそれを主原料とした加工食品
- 商店街...①小売業、サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、②何らかの組織（例：〇〇商店街振興組合、〇〇商工会等。法人格の有無は問いません。）を形成しているもの。
- 商店街振興組合等...商店街振興組合、事業協同組合、任意団体

食料品小売店 とは...

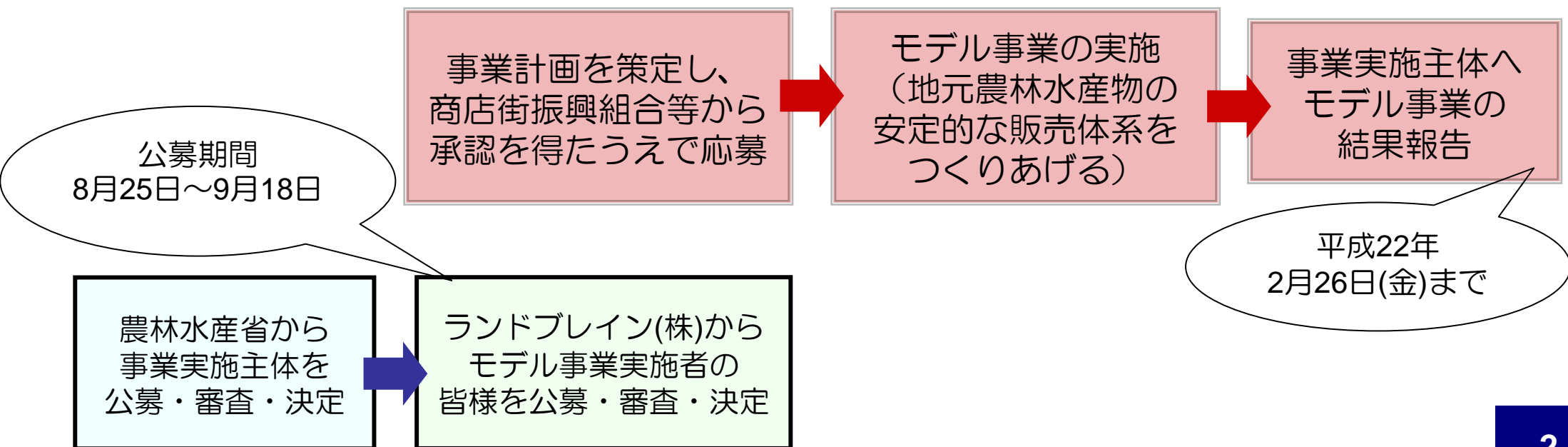
- 日本標準産業分類（平成14年3月改訂）分類項目表における「57 飲食料品小売業」の分類を食料品小売店とします。
- 57 飲食料品小売業
 - 571 各種食料品小売業（各種食料品小売業）
 - 572 酒小売業
 - 573 食肉小売業（食肉小売業、卵・鳥肉小売業）
 - 574 鮮魚小売業
 - 575 野菜・果実小売業（野菜小売業、果実小売業）
 - 576 菓子・パン小売業（菓子小売業、パン小売業（製造小売含む））
 - 577 米穀類小売業
 - 579 その他の飲食料品小売業
（コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）、牛乳小売業、飲料小売業（対象外あり）、茶類小売業、料理品小売業、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業、乾物小売業、他に分類されない飲食料品小売業）

(Q1) 地域流通モデル構築支援事業 (商店街活性化タイプ) はどのような事業ですか？

- 本事業は、食料品小売店の方が、商店街の空き店舗等を活用して、消費者の望む新鮮な地元農林水産物を安定的に販売する取組に必要な地域流通モデルを公募し、その実証を行うために必要な費用などを支援するものです。
(詳しい流れはQ2、補助対象についてはQ3、地域流通モデルについてはQ24をご参照ください)
- 本事業を通じて、食料品小売店の集客力が高まり、商店街が活性化することを目的としています。

(Q2) この事業はいつから応募、実行できるのですか？

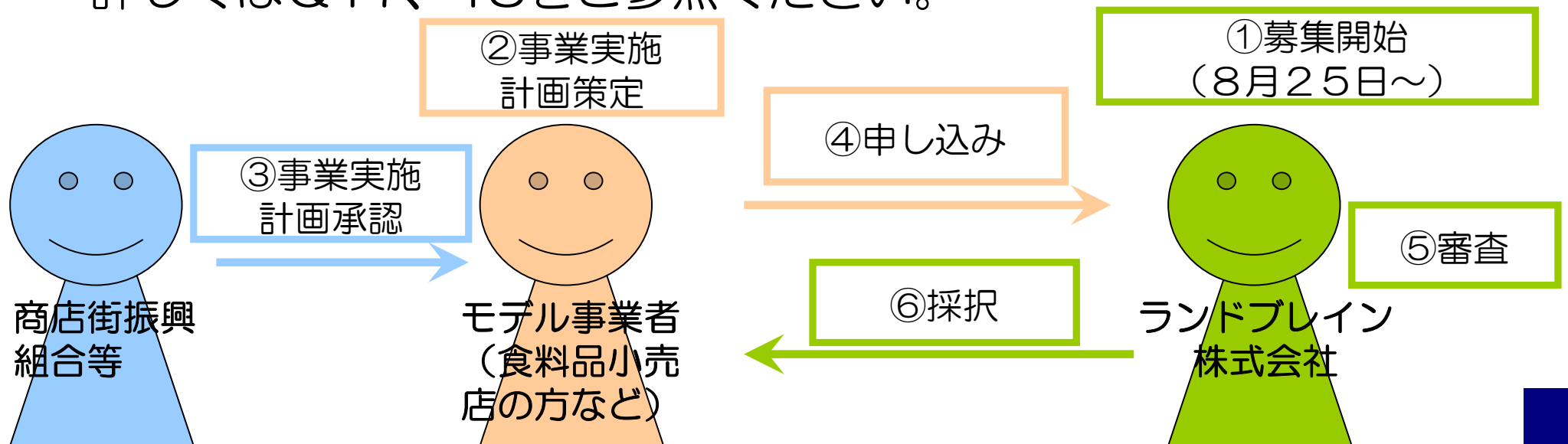
- 食料品小売店の皆様は、事業実施主体（ランドブレイン株式会社）からのモデル事業実施者の公募に対して応募していただくこととなります。
- 公募期間は8月25日（火）～9月18日（金）です。
- その後、採択されましたら、モデル事業を実施し、事業の実施報告をとりまとめ、事業実施主体に報告していただきます（期限：平成22年2月26日）。



...Q2からの続き

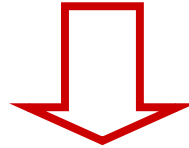
【応募の仕方～事業への応募まで】

- まず、ランドブレイン株式会社の定める応募要領等に基づき申請を行うこととなります。
- 申請にあたっては、自らが所属する商店街の活性化に貢献することを前提として、応募要領等に基づき、「**事業実施計画**」を策定していただきます。次に、当該計画について商店街振興組合等による承認を得てから、事業への申し込みを行うこととなります。
→詳しくはQ17、18をご参照ください。



【採択～「企画検討会」まで】

- 事業申し込み後、ランドブレイン株式会社は、皆様からの事業申請書（「事業実施計画」を含む）を審査のうえ、事業実施の採択の決定を行います。



採択されたら...

企画検討会

- 事業実施時には、まず「**企画検討会**」を開催する必要があります。

「企画検討会」の構成員

☆モデル事業実施者の方（必須）

☆事業実施計画を承認した商店街振興組合等の役職員（必須）

☆生産関係業者の方（必須）

可能であれば学識経験者や経営コンサルタントの方に参加してもらってください。

「企画検討会」では...

その地域の実情に応じた事業として行うため、具体的な取組内容やスケジュールについて検討し、その結果にそって事業を実施してください。

【事業実施～終了まで】

事業実施期間中は...

- 企画検討会で決定した取組内容やスケジュールにそって、事業実施に必要な店舗の改装や設備のレンタルなどの準備をしていただき、いよいよ開始です！
- **事業実施中にも、必要に応じて企画検討会を開催**し、より円滑に取組が進むように、取組内容やスケジュールなどを見直してください。企画検討会の構成員の方に現地指導や調査を行っていただくことも可能です。なお、ランドブレイン(株)やモデル検討委員会の委員が企画検討会に参加し、アドバイス等を行います。

事業終了時に...

- モデル事業実証期間中に取組を実行し、企画検討会にて**事業の実施報告をとりまとめ**、平成22年2月26日（金）までにランドブレイン(株)に報告してください。

(Q3) どのようなことに補助が出るのですか？

【新たに本事業ではじめる地元農林水産物の販売のために必要となる以下の費用等が対象です】

取引先となる

- ・ 地元農林漁業者
- ・ 地元農林水産物の加工業者

の発掘・仲介を行う仲介役（コーディネーター）の活動費（手当、旅費）

* 手当は1日1人5万円を上限とします。

詳しくはQ34をごらんください。

- ・ 商店街の空き店舗を活用する場合
→ 空き店舗の改装費
- ・ もともとの自分のお店（食料品小売店）で行う場合
→ 新たに本事業ではじめる地元農林水産物の販売のために必要なお店の改装費

...Q3からの続き

・ 店舗・倉庫・駐車場等の賃借料

倉庫・駐車場に関しては本事業のみの目的として借り上げる場合が対象
店舗と倉庫・駐車場はできるだけ隣接地とし、その位置関係について資料を添付

・ 設備レンタル費

電気機器等（パソコン、プリンター、モデム等）の借料に要する経費、保冷設備等（冷蔵・冷凍ショーケース等、取扱製品の保管、展示設備、空調設備）の借料に要する経費

・ 販売促進手当

取扱製品の販売、及び販売促進に要するアルバイト賃金等

・ 広報費

モデル実証事業の広報のためのパンフレット、チラシ等の印刷に要する経費

・ 企画検討会の開催費

（検討会出席者謝金・旅費、会場借料、会議資料印刷費）

・ 現地指導調査費

（企画検討委員の現地指導調査のための謝金・旅費）

・ 分析調査費

（事業の実施結果を分析し、効果をとりまとめる調査員手当等）

・ 報告書作成費

（報告書の印刷・製本代）

(Q4) 全国で何地区行われる予定ですか？

- 補助金額 1 地区平均1,000万円程度のモデル事業を全国で20地区実施することを想定しています。
- ただし、実際に応募してきた方々の希望する補助金額の状況等により、モデル地区数が想定数より上下することも考えられます。

(Q5) 「地元農林水産物」とはどこの範囲まで指 しますか～他の県のアンテナショップは対象ですか？

- 本事業では、都道府県程度の地域的な広がりをも「地元」とし、地元農林水産物を商店街の食料品小売店で販売していただくことになっています。
- このため、他の都道府県の農林水産物を販売する取組は原則として対象外となります。
- しかし、例えば東京の商店街で地元農林水産物を販売する場合に、千葉、神奈川、埼玉など近隣県に属する近郊の地域を「地元」とみなすこともできると考えています。

(参考) 農林水産省の他の事業で、アンテナショップや直売所の施設整備を補助するものがありますので、ご参照ください。

(Q6) 事業の目標となっている「事業に参加した食料品小売店の売上高10%以上の向上を通じた商店街の活性化」をわかりやすく教えてください。

- モデル事業実施期間において、事業に参加された食料品小売店の皆様の売上高が10%以上向上することを目標として立てていただきます。
- 既存店舗を活用して事業に参加される方は事業に参加される前と事業実施期間中の売上を比較してください。
- 空き店舗等を活用して新規に参入される方は、モデル事業実施期間中の営業利益が黒字になることや、商店街全体の来客数が対前年比10%以上向上することなど、本事業の趣旨にあった事業の目標を設定してください。
- 目標達成の如何に関わらず、本事業で得られた成果は公表することになりますのでご承知おきください。

(Q7) モデル実証期間が終わったらどうしたらいいですか？

- 本事業で補助できる費用は、モデル実証期間中のみになります。
- その後、本事業ではじめた取組を続ける場合には、費用は全て自己負担となります。
- なお、申請者の要件として、
「次年度以降も継続して取り組む意志を有すること」
をあげさせていただいております。
本事業を新たな流通モデルを構築するきっかけとしていただき、そのモデルに基づき、また日々進化させながら、モデル事業終了後も「地元農林水産物を販売する取組」を続けていっていただければと考えております。

(Q8) これから新たに食料品小売店をはじめようとする人は応募できますか？

- 今現在商店街に空き店舗を有している方が新たに食料品小売店をはじめめる場合や空き店舗を借りて新たに食料品小売店をはじめようとする方も対象となります。
- ただし、本事業の「事業計画」を策定し、商店街振興組合等からの承認が得られるなど、本事業の条件が整うことが必要となります。

(参考)

お肉やお魚など特定の品目を扱う場合には、お店を開く前に食品衛生法又は各都道府県の条例等で定められている営業許可が必要となりますので、地元の保健所にご相談ください。

(Q9) 農協や農林漁業者の行う直売所は本事業の対象となりますか？

- 農林水産省の助成事業において、直売所の設置支援措置等は他の予算で既に手当されているため、農協や農林漁業者の方が行う直売所は、本事業の対象としておりません。
- なお、本年度の募集は終わってしまっておりますが、農林水産省にて直売所の施設整備や内部設備への補助金などがありますので、そちらをご利用ください。

(Q10) 商店街振興組合はモデル事業実施者の対象となりますか？

- 本事業ではこれまで食料品小売業を営んできた方以外に、新規参入の方を認めております。
- これから本事業の趣旨にそった取組を行おうとする方であれば、個人、商店街振興組合や商工会、商工会議所などの団体、また複数の方が協力する協議会もモデル事業実施者の対象となります。

(Q11) お店では地元農林水産物以外の商品を販売してはいけませんか？

- 地元農林水産物以外のものも販売することができます。
- 新たに地元農林水産物の販売を行う必要がありますが、これまで販売していた以外のもの（日用雑貨等も含む）や、今後新しく販売したいものなども自由に販売することができます。

(Q12) 商店街内の空き地でイベント的に週末だけ実施しても構いませんか？

- 「食料品小売店」が地元農林水産物を販売する取組のモデル実証のため、週末のみ「食料品小売店が行うイベント」として、空き地で青空販売をすることは可能です。

(Q13) インターネット販売を行うことはできますか？

- 食料品小売店がインターネット販売を行うことも可能です。
- その場合は、インターネット販売が自らの食料品小売店の利になるだけでなく、どのように商店街の活性化に結びつくのかきちんと説明が必要になります。
- なお、電子商取引システムの導入費用が補助対象経費となっていますので、お客様との間で、また農林漁業者の方や加工業者の方との間でインターネットを通じた取引システムを導入する際に必要となるサーバーやパソコンなどの費用が補助対象となります。

(Q14) 卸売市場を通して、地元農林水産物を仕入れてはいけませんか？

- 本事業では、新しい流通モデルでの取組の中で、地元農林水産物の販売を行っていただくという要件が満たされれば、従来どおり卸売市場を通じて農林水産物を仕入れて販売することも可能です。
- 今回の事業は、食料品小売店が行う新しい取組の端緒として支援するものであり、各店舗の生鮮食料品の主要な仕入れ先である卸売市場からの仕入れを排除するものではありません。

(Q15) 地元農林水産物を使用した加工食品も対象となりますか？

- 地元農林水産物を主原材料とした加工食品の販売も本事業の対象としております。
- また、お店では本事業の対象となるような「地元農林水産物を使用した加工食品」以外の加工食品を併せて販売することも可能です。

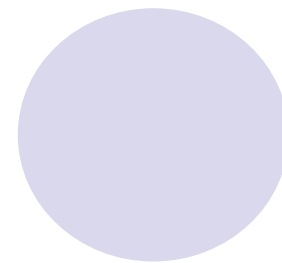
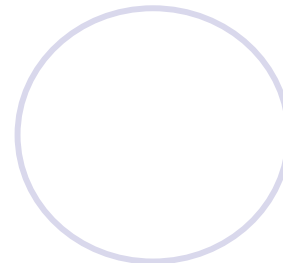
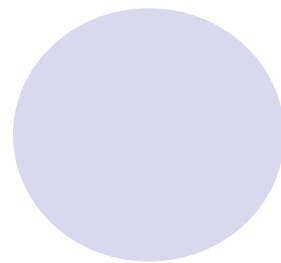
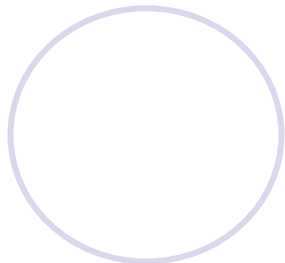
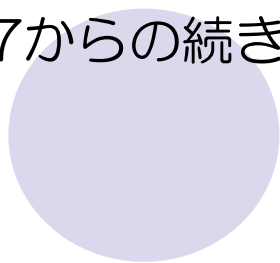
(Q16) 本事業を活用してお花やお茶を販売することもできますか？

- お花は対象としていません。
- お茶は対象となります。ただし、これまで行っていなかった地元のお茶の販売に、本事業を活用して新たに取り組むことが必要です。
- 既にお茶やさんをやっている方であればこれまで仕入れたことのない、地元で栽培された茶を使用して加工されたお茶を新たに取り扱う場合に、又はこれから空き店舗を活用して新たにはじめる場合などに対象となります。

(Q17) 事業実施計画の承認について詳しく教えてください。商店街振興組合等とは何ですか？

- 事業の申請前に、取組内容やスケジュールなどについて計画した「事業実施計画」を策定していただく必要があります。
- 事業実施計画の策定内容については次のQ18をご参照ください。
- 策定した事業実施計画は、本事業の最終的な目的である「商店街の活性化」に貢献するものであることを、商店街振興組合等から承認をもらう必要があります。
- 「商店街振興組合等」とは、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体を想定しています。法人格の有無は問いません。

...Q17からの続き



- 商店街に所属せず、1軒のみ離れて営業している食料品小売店の場合には、原則として対象外となりますが、事業実施計画を作成し、近隣の商店街振興組合等によって承認されるのであれば、可能です。
(例えば、商店街から離れているところで営業し、商店街振興組合等に所属していないものの、事業申請する食料品小売店が本事業を活用してにぎわうことで、近隣の商店街にも波及的に人が流れて、商店街の活性化につながると、近隣の商店街振興組合等から認められる場合)
- 承認を受けた商店街振興組合等の役職員の方には、「企画検討会」の構成員になっていただきたいと思います。

(Q18) 事業実施計画はどのように策定するのですか？何か必要な項目は決まっていますか？

- 食料品小売店の方や、これから食料品小売店をはじめようとする方が、本事業を実施する場合には、ランドブレイン(株)の応募要領に基づき、「事業実施計画」の策定が必要です。
- 必要な項目など詳細につきましては、ランドブレイン(株)の応募要領にてご確認ください。

ランドブレイン株式会社：<http://www.landbrains.co.jp/>

(Q19) 商店街振興組合等がない場合には誰の承認を もらえばよいですか？

- 本事業では、商店街を、
 - ① 小売業、サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、
 - ② 何らかの組織（例：〇〇商店街振興組合、〇〇商工会等。法人格の有無は問いません。）を形成しているものとしています。

このため、商店街に商店街振興組合、事業協同組合及び任意団体などが形成されていない場合、商店街とみなせず、事業の対象となりません。

(Q20) コーディネーターとはどのような人ですか？活動手当に上限はありますか？

- コーディネーターは、食料品小売店の方の要望を把握し、その要望に見合った商品を生産する農林漁業者や加工業者の選定や、小売と農林漁業者や加工業者との取引の仲介などを行うことによって、円滑な取引を行うことができるようにサポートする役割を持っています。
- 特に資格はありませんが、農林漁業者・加工業者、生産・加工品目、生産・加工量などの事情に詳しい方で、具体的には、卸売業者や農協関係者、食品小売店のバイヤー等を想定しています。こちらから斡旋・紹介するわけではありませんので、地元で明るい方にモデル事業者の方からお願いしてください。
- なお、コーディネーター手当に関しては、1日あたりの5万円を上限としています。

(Q21) 空き店舗や既存店舗の改装について詳しく教えてください。

- 原則として、以下の改装が今回の補助対象となります。

【条件】

- 本モデル事業の実施に必要となる改装であり、特に既存店舗の改装にあたっては、既存施設の機能を高めるものであること
- 建築基準法上の確認申請を必要としない範囲内での改装であること
- 上記の条件を満たしたうえで、空き店舗等の改装にかかる経費のうち、次に掲げる工事に要する経費とします。
 - ①内装工事費（壁紙、床材など内装材の変更を対象とし、必要以上の品質の材料は認めない）
 - ②外装（ファサード）工事費（店舗のファサード面を対象に、「店舗入り口の改修」、「店舗の看板の改修もしくは設置」、「店舗ファサード面の壁の改修」を対象とする）
 - ③給排水設備工事費（水回り整備など）
 - ④電気工事費（店内の照明設備の設置などを対象とし、店外は対象外とする）

- 
- 以下の経費は補助対象外とします。

- ・ 空調設備工事費
- ・ モデル事業実施後の原状復帰にかかる経費
- ・ 土地の取得、賃借、造成、補償にかかる経費
- ・ 改装にあたってのデザイン、設計等にかかる経費
- ・ 給水負担金及び下水道負担金

住居部分など直接事業用途に付さないものは対象となりません。

また、補助対象部分と対象外部分の区分が明確でないものは補助対象としません。

- 参考「建築基準法（第6条）に定められた確認申請が必要な場合の改装時の例」
 - ・ 大規模の修繕・模様替え
 - ...建築の主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根、階段などのうち、一種以上についてこれの半分以上を修繕・模様替えする時は届出が必要です。

(Q22) 空き店舗を活用して本事業に取り組んでみたいのですが、空き店舗の斡旋をしてくれませんか？

- 農林水産省では空き店舗の斡旋や紹介は行っておりません。
- しかし、インターネットで「空き店舗」と「商店街」を検索キーワードに入れて検索すると、商店街の空き店舗の情報を提供するサイトがありますし、地域の商工会や商工会議所、もしくは区市町村で空き店舗の紹介を行っている場合もありますので、お問い合わせになってみてはいかがでしょうか。

(Q23) 以下のものは補助対象経費ですか？

①空き店舗の賃借料、②駐車場の賃借料、③お店で加工販売する際の厨房機器

- ①空き店舗の賃借料→補助対象経費です
- ②駐車場の賃借料→補助対象経費です
- ③お店で加工販売する際の厨房機器のレンタル費用→補助対象経費です
- ただし、いずれも本事業での取組に新たに必要な場合であって、モデル実証期間中の経費に限ります。

(Q24) 既に地元農林水産物の販売に取り組んでいます。現在使っているショーケースなどのレンタル経費を出してもらうことはできますか？

- 地域流通モデル構築支援事業では、「これまでに地域で取り組んでいない新たな流通の取組や現在取り扱われていない商品を対象とした流通にチャレンジしてみる」ということが根底にあります。
- このため、現在行っている取組を引き続き行うだけでは事業の対象になりません。
- しかし、これまで行っていた取組に加え、地元農林水産物の仕入れ先を増やしたり、品目を増やしたり、一部の商品の流通経路を変えたりすることによって、これまでとは違う流通・販売に取り組めば、対象になります。
- なお、事業採択された場合であっても、既存のショーケースなどのレンタル経費は補助対象となりませんので念のため。

(Q25) リース期間を圧縮して、例えば5年分のリース料をモデル事業実施期間中に払うことは可能ですか？

- ご質問の趣旨のようなことはできません。
補助できるのは、あくまで「モデル事業実施期間中に必要となるリース料」になります。
- 例えば、5年間のリース契約を結んだ場合には、その内のモデル事業実施期間（おおよそ3～5ヶ月）についてのみ補助が出ますが、残りの期間については自費で負担していただくことになります。
- 税務上、賃貸借処理できるリース期間は、耐用年数の70%～120%とされており、この期間内でユーザー（食料品小売店の皆様など）が希望するリース期間を設定してください。

(Q26) 借り上げる倉庫について、地理的な制約はありますか？

- 駐車場についても併せてお答えします。
- 店舗と倉庫・駐車場はできるだけ隣接地とし、その位置関係について資料を添付してください。
実際に補助対象とさせていただくかどうかは、有識者からなるモデル検討委員会にて検討させていただきます。

(Q27) 本事業を利用してレンタルしたショーケースには地元農林水産物以外は入れてはいけませんか？

- ショーケースや冷蔵庫などの内部設備やトラックのレンタルなどは、本事業の実施にあたって必要となるものに限られることから、事業の対象としている「地元農林水産物」以外を取り扱う際に使用できません。
- ただし、お店で「地元農林水産物」以外を販売することを認めないわけではありません。（→Q11参照）

(Q28) 経済産業省などの行っている商店街支援補助金と併せて補助を受けることはできますか？

- 同じ補助内容で別の補助金を受けている場合は、本事業で補助を受けることはできません。農林水産省の補助金でも同じことがいえます。

- (まだ申請段階だったら...)

同一の提案内容で他の事業へ申請を行っている場合、申請段階（採択が決定していない段階）で、本事業へ応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、採択の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、採択の決定や補助金の交付決定が取り消される場合があります。

(Q29) 地域流通モデル構築支援事業（地域流通効率化タイプ）とはどのように違うのですか？

- 地域流通モデル構築支援事業（地域流通効率化タイプ）は平成20年度から行われている事業です。
（事業実施主体...（財）食品流通構造改善促進機構）
- 地域流通モデル構築支援事業（地域流通効率化タイプ）は、Uターン転送のような非効率な流通を解消し、効率的な農林水産物流通を図るために、産地やその近隣の中小消費地といった範囲で、流通業者のノウハウを活用しつつ、新しい地域流通の取組を実証するものです。
- 現在、地域流通効率化タイプの平成21年度モデル事業者の公募は終了しています。

(商店街活性化タイプ) と (地域流通効率化タイプ) の違い

- 目的が違います
(商店街の活性化や地元農林水産物の販売支援 V S 流通の効率化)
- モデル事業実施者が違います
(商店街活性化タイプは基本的に食料品小売店の方が単独で応募できるのに対し、
地域流通効率化タイプは基本的に流通業者 (食料品小売店等) と生産者が連携した団体等が応募するもの。)
- 支援内容が違います
(Q3に出てきた補助対象経費のうち、コーディネーターの活動費と空き店舗等の改装費は商店街活性化タイプでのみ使うことができます)
- (商店街活性化タイプ) では、商店街振興組合等からの事業計画の承認が事前に必要です

(Q30) わからないことがあったらどこに聞けばよい ですか？

- ランドブレイン株式会社 都市政策・整備グループの青木又は榎木までお問い合わせください。
(電話番号) 03-3263-3811
(FAX) 03-3264-8672
*お問い合わせは、平日午前9時~午後5時にお願いいたします。
- もしくは、農林水産省総合食料局流通課 商業指導班の石塚又は三浦までお問い合わせください。
(電話番号) 03-3502-7659
(FAX) 03-3502-5336
(Email) hiroko_miura@nm.maff.go.jp
または、お近くの各地方農政局生産経営流通部食品課又は内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料流通課にもお問い合わせいただけます。
(次のページに連絡先一覧がございます)

お問い合わせ先



北海道
総合食料局
流通課
03-3502-8111代
内4103

北陸農政局
生産経営流通部
食品課
076-232-4233

近畿農政局
生産経営流通部
食品課
075-414-9024

東北農政局
生産経営流通部
食品課
022-263-1111
(内線4262)

中国四国農政局
生産経営流通部
食品課
086-224-9415

九州農政局
生産経営流通部
食品課
096-353-7368

関東農政局
生産経営流通部
食品課
048-740-0034

東海農政局
生産経営流通部
食品課
052-223-4619

内閣府
沖縄総合事務局
農林水産部
食料流通課
098-866-1673

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省総合食料局流通課商業指導班(本館6階ドアNo.本611)

TEL : 03-3502-8111 代表(内線4103)

FAX : 03-3502-5336